

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 長谷川 芳樹 様 あて名 〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内二丁目1番1号丸の内 MY PLAZA (明治安田生命ビル) 9階 創 英国際特許法律事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 FP16-0485-00		発送日 (日.月.年) 08.11.2016	
国際出願番号 PCT/J P 2016/075689		国際出願日 (日.月.年) 01.09.2016	優先日 (日.月.年) 11.09.2015
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C05G3/00(2006.01)i, B01J2/00(2006.01)i, C08G18/65(2006.01)i, C08G18/76(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 住友化学株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 ☒ 第I欄 見解の基礎 ☐ 第II欄 優先権 ☐ 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 ☐ 第IV欄 発明の単一性の欠如 ☒ 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 ☐ 第VI欄 ある種の引用文献 ☐ 第VII欄 国際出願の欠陥 ☐ 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 28.10.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 小久保 敦規 電話番号 03-3581-1101 内線 3480	4Z	4512

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- ☒ 出願時の言語による国際出願
☐ 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(P C T 規則12.3(a)及び23.1(b))

2. ☐ この見解書は、P C T 規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (P C T 規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. ☐ 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
☐ 附属書C/ST.25テキストファイル形式
☐ 紙形式又はイメージファイル形式
- b. ☐ 国際出願とともに、P C T 規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. ☐ 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
☐ 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (P C T 規則13の3.1(a))
☐ 紙形式又はイメージファイル形式 (P C T 規則13の3.1(b) 及び P C T 実施細則第713号)

4. ☐ さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第Ⅴ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-9	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-9	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1: JP 2002-114591 A (バイエル・コーポレーション) 2002.04.16,
特許請求の範囲, 実施例 & CA 2352442 A1 & EP 1172347 A2
& MX PA01006872 A & US 6358296 B1, Claims, Examples
- 文献2: JP 10-265288 A (セントラル硝子株式会社) 1998.10.06,
実施例 7 & EP 867422 A2 & JP 10-291881 A & KR 10-0248285 B1
& NO 981350 A & TW 442448 B & US 6176891 B1
& US 6322606 B1, Example 7
- 文献3: JP 10-324587 A (三洋化成工業株式会社) 1998.12.08,
実施例 4, [0024] (ファミリーなし)
- 文献4: JP 2008-222536 A (多木化学株式会社) 2008.09.25,
実施例, [0013] (ファミリーなし)
- 文献5: JP 2001-213685 A (バイエル・コーポレーション) 2001.08.07,
実施例 & CA 2327736 A1 & EP 1106635 A2 & US 6364925 B1, EXAMPLES
- 文献6: JP 2008-31034 A (住友化学株式会社) 2008.02.14,
表 2, 5-6 (ファミリーなし)
- 文献7: CN 103304772 A (SHANGHAI YONGTONG CHEMICAL CO., LTD.) 2013.09.18,
特許請求の範囲 (ファミリーなし)

請求項1-9に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも開示されておらず、新規性及び進歩性を有する。

文献1-4には、ヒマシ油変性ジオールとイソシアネート成分などを被覆成分とする被覆粒状肥料が記載されており、文献5-7には、ヒマシ油とイソシアネート成分などを被覆成分とする被覆粒状肥料が記載されている。

しかしながら、本願請求項1-9において規定する被覆粒状肥料については記載されていない。